

# 道徳教育における愛国心（1）

田村俊輔

## Patriotism and Moral Education (1)

Shunsuke TAMURA

### はじめに

改正教育基本法に盛り込まれた条項「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと（教育基本法 第2条 第5項）」は、時の連合与党を構成していた自由民主党と公明党との歩み寄りの結果として成立した。「愛国」という言葉に対して強い警戒心を持つ公明党との合意を得るために採られた「我が国と郷土を愛する」という表現が、この教育基本法改正における一つの争点であったことは、義務教育において道徳教育にかかわってきた多くの小中学校の教員によって、意外な感をもって受け取られたことであろうと想像する。

なぜならば、この改正教育基本法の表現は、その表現の細部に違いはあるとしても、教育基本法に則って作成されたはずの学習指導要領「道徳」の教育内容に昭和44年の時点ですでに導入され、それ以降4回の改訂を経て現行の学習指導要領でも存在し続けている。つまり、本来、「教育基本法→学校教育法→学習指導要領」という順序を経るべき内容改正が、それとは逆に、学習指導要領の教育内容としてすでに存在し、長い間、児童生徒の指導の指針となっていた事項が教育基本法改正の際に、新条項として教育基本法に導入された、つまり「学習指導要領→教育基本法」といった経路をたどっているのである。

本論の目的は、すでに40年にわたって、学習指導要領に盛り込まれていた「愛国心」と関連した条項が、逆に、新教育基本法に盛り込まれることになった事情の一端を、道徳教育とのつながりを通して検証し、この「愛国」条項を道徳教育で扱おうとする意味について考察するところにある。本論においては、先ず、我が国における道徳教育の位置づけを概観し、学習指導要領の内容の変遷と、新教育基本法に新たに盛り込まれた項目の比較を試みる。

### 1. 義務教育における道徳教育の位置付けと愛国

#### （1）これまでの道徳教育の位置づけ：教科ではなく「教科外」活動

小中学校の教育課程の中には「道徳」が存在する。しかし、この「道徳」が「教科」ではなく、「教科外の」活動であったことは、平成19年の安倍政権諮問機関であった教育再生会議の德育科の「教科化」提案まで、一般的に知られていなかつたのではないだろうか。

ここで、現在の学校教育における「道徳」の位置づけを確認しておこう。

学校教育法施行規則第4章と5章には、それぞれ、小中学校の教育課程が定められている。中学校を例にとれば、その教育課程の中で「教科」は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技

術・家庭、外国語の9教科であり、道徳は総合的な学習の時間と特別活動とともに、別扱いとなっている。表記の仕方を見れば、前者9科目を「各教科」と呼び、道徳他を「教科外の活動」と呼んでいる。教育課程全体を指示するときには、「各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動」等と表記して、道徳が「教科でない」ことが明示されている。

このような位置付けで、道徳には年間で35時間（週に1時間）の授業時間が割り当てられている。通常、小中学校の教室に貼り付けられている時間割には「道徳」が週1時間あてられているので、このような教室で小中学校時代を過ごしてきたものが、「道徳」は他の教科と同様に教科であると思っているとしても何ら不思議なことではないが、実際には教科ではない。因みに、国語、社会、数学、理科、保健体育、外国語等の教科は年間105時間から140時間（週に3～4時間）があてられている。

中学校学習指導要領においても、第1章で「総則」、第2章で「各教科」を規定し、「道徳」は第3章、「特別活動」は第4章と、それぞれ独立した章で、その目標、内容、指導計画の作成と内容の取扱いが定められている。つまり、道徳教育は教育課程のなかで「教科外の活動」として位置付けられ、特殊な扱いになっているのである。

特殊扱いとは、道徳は「一教科」においてではなく、教育課程全体に反映させるべき教育の核となることが期待されているという意味であると考えてよいだろう。中学校学習指導要領（平成20年）第1章総則第1教育課程編成の一般方針では、中学校における道徳教育について以下のように規定している。

「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない」。

このように、学校の活動全体を通じて行われるべきであるととらえられてきた道徳教育が新たに「独立した教科」となることは、その役割そのものの変更を伴うことを意味すると考えざるをえない。それはどのような意味であろうか。教育再生会議の德育科に関する提案では、「規範意識の涵養」を目的とした独立した教科の設置であったが、具体的な議論が深まる前に、この提案そのものは頓挫した形になっている。

## **(2) 道徳教育の中で扱われている「愛国」**

ここで中学校の学習指導要領（平成20年）を例にとって、具体的に指導要領の中に「愛国」に関連する記述がどのように記載されているかを確認していく。

学習指導要領第1章総則においては、道徳教育の教育課程編成における位置付けや内容、時間数の取り決めが定められている。また、第3章「道徳」では、道徳教育の具体的な目標、内容、指導計画の作成と内容の取扱いが定められている。

「愛国」に関する主な記述は2箇所において見つけられる。

先ず、第1章総則には、新教育基本法に加えられた新たな概念「公共の精神」、「伝統と文化を尊重」、「我が国と郷土を愛する」「国際社会の平和と発展に寄与する態度」等が盛り込まれている。これらは、改正された教育基本法発布以降の平成20年学習指導要領改正版に加えられたものである。この部分は新教育基本法からとられているものであるので「教育基本法の愛国」と仮に名づけておく。

「愛国」に関するもうひとつの記述は、第3章「道徳」の第2項の道徳教育の内容においてである。この第2項「内容」は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の具体的な教育内容を、以下の4つの区分に分けて記述している。それぞれの区分にはカッコ内の数で示された数の具体的な項目が含

まれ、全体で 24 の内容項目から中学校の道徳教育の内容は構成されている。

- ①主として自己自身に関する事項(5)
- ②主として他人とのかかわりに関する事項(6)
- ③主として自然や崇高なものとのかかわりに関する事項(3)
- ④主として集団や社会とのかかわりに関する事項(10)

これら 4 つの区分の最後「主として集団や社会とのかかわりに関する事項」にある 10 の内容項目のうち、最後の 3 項目が「愛国」に関連する項目であり、既述したように、昭和 44 年の学習指導要領改正から 40 年間、中学校道徳教育の内容の一部として存在し続けていたのである。

この第 3 章「道徳」第 2 項で扱われている道徳教育における具体的な内容においては平成 10 年版から今回の平成 20 年改訂版にかけて、内容の変更はない。つまり、教育基本法改訂に関連して、学習指導要領の道徳教育内容項目の改訂はなかったということだ。逆に、上記の学習指導要領における道徳教育の内容項目で「愛国」に関連する項目が改訂された教育基本法に入り、その内容が学習指導要領の平成 20 年改訂版の「総則」に入ってきた、という複雑な経路をたどっているように思える。

この愛国に関する項目がどのようなものであるか、そして、どのような変遷を経ているかを以下にたどってみよう。

## 2. 道徳教育における愛国心の取り扱いの変遷

### （1）新しい憲法と道徳

戦後、それまでの教育勅語を基盤とした「修身」に対する反省と警戒心は、人々を「道徳」から遠ざける結果となり、そのかわりとして新憲法が精神的な支柱として受け入れられようとしていた。小熊(2002)は、戦後 GHQ から手渡された憲法草案に、最初は呆然としながらも、その第 9 条を中心とした平和憲法に自らのナショナル・アイデンティティを見出そうとしていた当時の政府側の見解を通して、その状況を描いている。また、当時の子どもの思いの一端は、大江(1991)の「新制中学には、修身の時間はなかった。そして、ぼくら中学生の実感としては、そのかわりに、新しい憲法の時間があった」という思い出として伝えられている。修身の教科書を通じて、天皇を頂点とした明治憲法に定められた大日本帝国というひとつの文脈の中で具体的な行動規範や心情を学んできた子どもたちが、戦後の憲法に盛り込まれた「世界平和」、「戦争放棄」という抽象的だが、普遍的な道徳に接し、それらの中に新たな自由という雰囲気を嗅ぎ取っていたに違いない。

戦前の修身に対する反省から派生した「道徳」への警戒や普遍主義的な平和憲法の内容の故あってか、義務教育の中での道徳教育の位置付けは必ずしも明確ではない。先ず、昭和 22 年に告示された教育課程のなかに「道徳」の名前はない。その後 11 年を経て、昭和 33 年の改訂版には「道徳」がはじめて学習指導要領に加えられた。しかし、それは、「教科外」の活動とされ、それ以降、現行の学習指導要領にいたるまで、その位置付けは変わっていない。この位置付けは、必ずしも道徳教育を消極的な役割に押し込めるものではないが、教育再生会議から出された德育の教科化案からも類推できるように、より直接的な指導内容、規範と規則、を含んだ教科にすべきという主張も消えてはいない。

同年に告示された学習指導要領は、昭和 36 年には小学校、37 年には中学校での実施が始まったが、この改訂で新たに加えられた「道徳」は告示の 33 年より直ちに実施に移された。これは、道徳に関しては、それまでの旧版がなく、全く新しく施行されたという事情から、移行期間を必要としなかった

ためだろう。

## (2) 道徳教育における愛国心の扱い

昭和33年に「道徳」が学習指導要領に加えられてから、平成20年までの6回の改訂を通じて、中学校学習指導要領「道徳」における「愛国」に関する記述がどのような変遷を遂げているのだろうか。以下にその変遷をたどってみよう。

表1. 「愛国」に関する記述 (下線筆者)

類型	改正年	記述
I	昭和33年	われわが、国民として国土や同胞に親しみを感じ、文化的伝統を敬愛するのは自然の情である。この心情を正しく育成し、よりよい国家の建設に努めよう。しかし、 <u>愛国心は往々にして民族的偏見や排他的感情につらなりやすいものであることを考えて、これを戒めよう。</u> そして、世界の他の国々や民族文化を正しく理解し、人類愛の精神をつちかいながら、お互に特色ある文化を創造して、国際社会の一員として誇ることのできる存在となろう。
II	昭和44年	日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に尽くすとともに人類の福祉に寄与する人間になることを目ざす。 (1) わが国の国土と文化に対する理解と愛情を深め、すぐれた伝統の継承と創造に役だとうとすること。 (2) 常に国際的な視野に立って、 <u>世界の平和と人類の幸福に貢献すること</u> で生きる人間になろうとすること。
	昭和52年	日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に尽くすとともに、人類の福祉に寄与する人間になる。 (我が国の国土と文化に対する理解と愛情を深め、優れた伝統の継承や新しい文化の創造に役立とうとするとともに、常に国際的な視野に立って、 <u>世界の平和と人類の幸福に貢献すること</u> のできる人間になるように努める。)
III	平成元年	(7) <u>地域社会の一員としての自覚</u> をもち、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、 <u>郷土の発展に尽くす</u> ようにする。 (8) <u>日本人としての自覚</u> をもって国を愛し、国家の発展に尽くすとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に役立つように努める。 (9) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、 <u>世界の平和と人類の幸福に貢献する</u> ように努める。
	平成10年	(8) <u>地域社会の一員としての自覚</u> をもって <u>郷土を愛し</u> 、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、 <u>郷土の発展に努める</u> 。 (9) <u>日本人としての自覚</u> をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。 (10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、 <u>世界の平和と人類の幸福に貢献する</u> 。
	平成20年	平成10年改訂版と同じ

表1に示した中学校学習指導要領に現れた「愛国」とその関連事項に関する記述は、その内容によって3つの種類に分けられる。先ず、昭和33年版（「I. 愛国否定」型）、次に昭和44年と52年版（「II. 国を愛し、世界平和に貢献」型）、そして、平成元年、10年、20年版（「III. 地域、国を愛し、世界平和に貢献」型）である。以下に、それぞれの種類の特徴をまとめてみる。

### I. 昭和33年版：「愛国否定」型

昭和33年改正学習指導要領の記述には、愛国心に対して強い警戒の念がこめられている。自国民や自国の文化や伝統に愛着を持つことは、人間の自然の情であるが、愛国心が民族的偏見や他民族に対して排他的な態度を産む可能性を指摘し、そのような愛国心の教育を戒めている。「修身」が一端を担った戦前の教育がもたらした愛国心に対する反省、戦争に対する後悔の念、及び、戦後初めて「道徳」が義務教育の中に「教科外の活動」として導入された事情を考慮に入れれば、この愛国心に関する記述にも肯ける。

日本国憲法からの影響も大きいと想像できる。世界平和と人類の福祉を主軸に据えた日本国憲法は、その本質において普遍主義的な性格を帶びている。大澤（2007）は普遍主義的な規範を、任意のものに妥当する認知的あるいは価値的な規範として定義し、特定の属性を持った者にとってのみ妥当するような規範を特殊主義として、明確な区別を試みている。通常、後者の特殊主義的な規範を愛国と結びつける傾向があるが、普遍主義的な規範をともなった強いナショナリズムも勿論想定できる。昭和33年の「愛国否定」型の学習指導要領がどのような経緯で書かれたかは定かではない。しかしながら、既述した小熊（2002）の当時の社会状況に関する描写や大江（1991）の思い出から、この普遍主義的な規範である世界平和や人類の福祉をナショナル・アイデンティティとして自己の存在の証としていた戦後10数年が浮かび上がってくるのではないだろうか。

このように考えていくと、この昭和33年版を単純に「愛国否定」型と呼ぶことには違和感が出てくるかもしれない。正確には、普遍主義型であるのかもしれない。

### II. 昭和44年、52年版：「国を愛し、世界平和に貢献」型

愛国心に警戒の念を示した昭和33年の改正から11年の後に行われた昭和44年の改正においては、「国を愛する」他の記述がはっきりと表現されている。この44年版は、若干の表現方法の変更はあるにしても、次の52年改正に引き継がれている。

これら2つの版には「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に尽くす」と「人類の幸福に寄与する人間になることを目ざす」の2点が挙げられ、それら2点の記述方法として、44年版では、二つに分けられた箇条書きとして、52年版では括弧付で、44年版と同一内容が記述されている。

「国を愛すること」と「世界平和に貢献すること」は、以降の学習指導要領で繰り返し強調されることとなる。後者は、教育基本法の前文に「世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意」と謳われた部分に対応しているといってよいだろう。それに、「国を愛する」を加えて、対にした理由はどこにあるのだろうか。44年改正版の段階ではこれら二つの事項が1, 2と番号付けされて箇条書きされているため、その二つの記述の間にある関係は明確ではない。次の52年改正版においては、この箇条書きが改められ、括弧内に一つの文章として、表現されている。そして、世界平和に貢献する前段階として自国を愛するといった漸成発達的なニュアンスを出しているように思われる。この関係は、

次の改訂でより明らかになってくる。

### **III. 平成元年、10年、20年版：「地域、国を愛し、世界平和に貢献」型**

道徳の教育内容項目が現在の形になったのは平成元年の改正からである。平成元年より、平成10年の改正を経て、平成20年の改正に至っているが、これら3つの版の「内容」の間には、若干の字句の訂正と項の増減や項目順序の入れ替え以外大きな変更はない。それでは、この平成に入ってから行われた改訂の結果である3つの版に共通する特徴はどこにあるのだろうか。

平成元年の学習指導要領の改正から、第3章「道徳」の内容項目は発達段階に応じた課題とそのための表現を分かりやすく配列するような工夫がなされるようになった（越智、2009）。この平成元年版から、道徳教育の内容が認知的に分かりやすい内容のものから徐々に認知的な要求度が高いものへと配置されるようになったのである。この配慮は、道徳の取り扱い内容を対象年齢順に配置することによって、その教育効果を高めるというねらいのもとに行われた処置であろう。

この特徴は、愛国心関連の部分にも見られるものである。愛国に関する記述においても、同様な処置がとられるようになった。昭和44年、52年においては、教育基本法にある「世界平和」と「国を愛し」は併記されながらも、2者の関係は明らかにされていなかった点はすでに述べたとおりである。一方、平成元年の改正より、この2者の関係は発達的な関係として特徴付けられるようになった。つまり、より身近なところから愛の対象を設定し、その愛の対象を徐々に広めていくという発達的なアプローチを採用するようになった。具体的に言えば、家族や身近なコミュニティに対する愛、地域社会に対する愛、国に対する愛、そして、世界全ての人に対する愛、というように、愛の対象が徐々に広がり、最終的には、教育基本法に謳われている「世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意」につながっていくという前提があるように思われる。この認知発達的な前提のもとに道徳教育を行おうとする傾向は、後に小中学校に配布されるようになる『心のノート』にも顕著に現れている。

この認知発達的なアプローチが正しいか否かについては議論の余地があるが、1点だけ問題点を挙げておこう。この発達的な型のなかに見られる、具体的な身近な対象に対する愛から徐々にその対象の範囲が広がり、最終的には人類に対する愛に発達していくという見方はきわめて発達的なものである。この発達的な見方が、必ずしも確固たる根拠を基盤としているわけではないことも確かだ。コールバーグの6段階の道徳性発達 (Kohlberg, 1981)等で示されている道徳理由付け能力の発達においては、その発達段階が比較的低い4段階までは、実証的な根拠が挙げられている。しかしながら、5段階以上の段階、特に第6段階の普遍的な段階における実証的なデータが非常に乏しいという点、そして、その理由付け能力と道徳的な行動の間にある関係については必ずしも強い実証的なデータに支持されているわけではない(Blasi, 1983)点等を考慮する必要があろう。

別の枠組みのなかで考えれば、上記の特殊主義（狭い意味での愛国）から普遍主義（世界平和や人類愛）への転換が漸成的な発達の過程で起こるという発達観は必ずしも自明のことではないということである。

### **3. 教育基本法と道徳教育**

さて、本論の冒頭で述べたように、改正教育基本法に盛り込まれた「我が国と郷土を愛する」という表現は、教育基本法改訂の議論で問題になった部分であるが、既述したように、40年前の学習指導要領で導入されていた概念でもある。この項目以外にも改正教育基本法に盛り込まれた内容で、学習指導要領の中に存在していた項目もある。

この項では、先ず、平成18年の教育基本法改正によって新たに盛り込まれた道徳教育に関する条項をハイライトし、新たな教育基本法が育てたい人間像を描写していく。また、新たに盛り込まれた部分と、既存の学習指導要領の道徳教育の関連部分の比較を試み、教育基本法と学習指導要領の関連を検証していく。

先ず、表2を通して、教育基本法改正によって盛り込まれた事項を明らかにしてみよう。教育基本法のなかで、道徳教育に関する部分は、その前文と第1章の教育の目的及び理念に集中している。

教育基本法前文では、①民主的で文化的な国家の建設を行い、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする憲法の主軸を謳っている。この部分の趣旨には大きな変更はない。続けて、②「真理と平和を希求する人間の育成」という旧基本法に対して、改正教育基本法は「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた」を加え、あらたな育てるべき人間像を設定している。旧基本法は、加えて「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造」を目指す教育を設定しているのに対して、新教育基本法は「伝統を継承し、新しい文化の創造」を目指す教育を推進する、としている。

前文改正の特徴は、一言で言えば、「普遍主義から特殊主義」と一般化できるだろう。同じナショナリズムや愛国でも、その基本を普遍主義におくか、特殊主義におくかによって大きな違いが生れてくる。改正教育基本法がそれまでの理想的な普遍主義から特殊主義に方向転換を始めたことは、この前文に加えられた2つのフレーズによって推測されよう。そして、この特殊主義への方向転換は、昭和33年の学習指導要領に明示された、「愛国心」がともすれば民族的偏見や排他的な感情につながりやすいという懸念を思い起こさせるものもある。

第1章教育の目的及び理念、においては、旧教育基本法では第1条を教育の目的、そして、第2条を教育の方針として、包括的な条文となっている。

改正教育基本法は、第1条を教育の目的とし、それに続く第2条を教育の目標としている。第2条教育の目標では、5項目に及ぶ学校教育の目標が箇条書きで掲げられている。その内容は平成元年、10年の学習指導要領の第3章「道徳」にまとめられた道徳教育における24の具体的道徳教育の内容と一致する点も多い。以下は、両者の間にみられる共通点である。今回は、詳細な比較には入らず、共通点の指摘のみにとどめる。

先ず、第1項（項は教育基本法、下線部は変更箇所）は、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」であり、知、情、体の育成を扱っている項である。第2項は、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」となっている。これらの項目の内容は、道徳の内容「主として自分自身に関するここと」に対応していると考えられる。

第3項は、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」であり、指導要領道徳内容「主として他の人とのかかわりに関するここと」と一致する点が多い。ここでは、公共の精神が正式に条項に加えられている。この公共の精神は、前文にも新出の項目として挙げられている。

第4項、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」は、道徳教育の内容にある、「主として自然や崇高なものとのかかわりに関するここと」と共通点が多い。教育基本法の当該項目には「畏敬」や「崇高」という言葉は使用されていないが、この項目の内容は、指導要領の当該部分と強い関連を持っている。

第5項、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を

尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」は「主として集団や社会とのかかわりに関するここと」を構成する10の内容のうち、最後の3つの内容と一致する。この第5項が愛国心と強い関連を持つ部分である。

以上の比較は、教育基本法と学習指導要領表面的な共通点を指摘するものであるが、学習指導要領と教育基本法との関係が必ずしも明瞭でないことが分かった。この項で行った比較は、道徳教育の「内容」の詳細な記述をする紙面が不足していたため、大まかな関係を指摘するにとどまった。

表2 改正前後の教育基本法の比較

(文部科学省ホームページ、教育基本法資料室)

(\*下線部は主な変更箇所) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/about/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/index.htm) より

改正後の教育基本法 (平成18年法律第120号)	改正前の教育基本法 (昭和22年法律第25号)
前文	前文
<p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、<u>公共の精神</u>を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、<u>伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す</u>教育を推進する。</p> <p>ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の<u>未来を切り拓く</u>教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p>	<p>われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。</p> <p>われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしても個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。</p> <p>ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p>
第一章 教育の目的及び理念 (教育の目的)	第一条 (教育の目的)
第一条 省略 (教育の目標)	第二条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神性を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。
第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。	
一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。	
二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。	

<p>三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、<u>公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>四 生命を尊び、自然を大切にし、<u>環境の保全に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、<u>国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</u></p>	
---	--

#### 4. おわりに

自国を愛する、自國に誇りを持つということは、その国民にとって必要なことであろう。しかし、その誇りが、昭和33年の学習指導要領でも指摘するように民族的偏見や排他意識につながってしまうことには充分な警戒をしなければならない。

日本人が、本論でも触れたように普遍主義的なナショナル・アイデンティティを持つか、特殊主義的なそれを持つかの分かれ目に教育が大きな影響力を持つことを感じている。

#### 参考文献

岩佐信道 他『中学校学習指導要領解説 道徳編』文部科学省、2008年。

大江健三郎『巣鴨の綱渡り』講談社文藝文庫、1991年。

大澤真幸『ナショナリズムの由来』講談社、2007年。

越智 貢他『教育と倫理』ナカニシヤ出版、2008年。

小熊英二『民主と愛国：戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社、2002年。

苅谷剛彦『教育再生の迷走』筑摩書房、2008年。

Blasi, A., "Moral Cognition and Moral Action: A Theoretical Perspective" Developmental Review, 3, 178-210, 1983.

Kohlberg, L., "Essays on Moral Development Vol.1: The Philosophy of Moral Development" Harper & Row, Publishers, Cambridge, 1981.

(受付日：2009年3月6日)

#### SUMMARY

The Japanese fundamental law of education has been revised, in 2006, after a serious controversy. The revised version of this law includes articles concerning the patriotism which had been included in the curriculum of moral education in Japanese compulsory education for last 40 years. The curriculum is supposed to be based on the fundamental law. The articles about patriotism, however, the curriculum preceded the law and the fundamental law seems to be based on the curriculum. Why has this reverse happened? This thesis

examines the nature of the articles of patriotism and discusses the nationalism which might be the result of this kind of revision.